

スポーツ国際戦略（全体イメージ）

限られた時間、限られた人的・物的・金銭的リソースの中で、効率的・効果的に事業を実施するには、関係者との連携が不可欠。そのため、関係者間で、方向性を合意し、それぞれが、その持ち場・役割において、自らが持つリソースを活用して活動し、それが全体として同一の方向性に向かって結果的に調和するための「戦略」の共有が必要。

【策定する意義】

- 第2期スポーツ基本計画基本方針の1つ「スポーツで世界とつながる」の実現
- スポーツを通じた社会変革

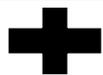
スポーツ基本計画を通じて、諸施策を実施予定。
しかし国際展開においては下記①、②の枠組みが必要



我が国がホスト国として2020年東京大会等を迎える今後数年間は、国際的なプレゼンスを高める絶好の機会

【スポーツ国際展開】

①スポーツに係る国際的潮流の国内への還元



②スポーツ国内施策の国際社会への紹介

【目指すべき姿：ビジョン】

<短期的なビジョン>

2021年まで
(第2期スポーツ基本計画)

人々の社会参画や社会的連帯の強化

個々人の健康増進と能力開発等への貢献

<中長期的なビジョン>

2030年まで

国際連合の「持続可能な開発目標SDGs」への貢献

【スポーツ国際戦略の方向性】

スポーツ国際展開における共通のメッセージ・スローガン

国際スポーツ界への積極的な参画とそれを促進・支援する仕組み

国内外のネットワークの構築

スポーツ国際展開のための体制整備と人材育成

スポーツ国際展開の効果の他分野への拡大に向けた対話枠組み

スポーツの国際戦略

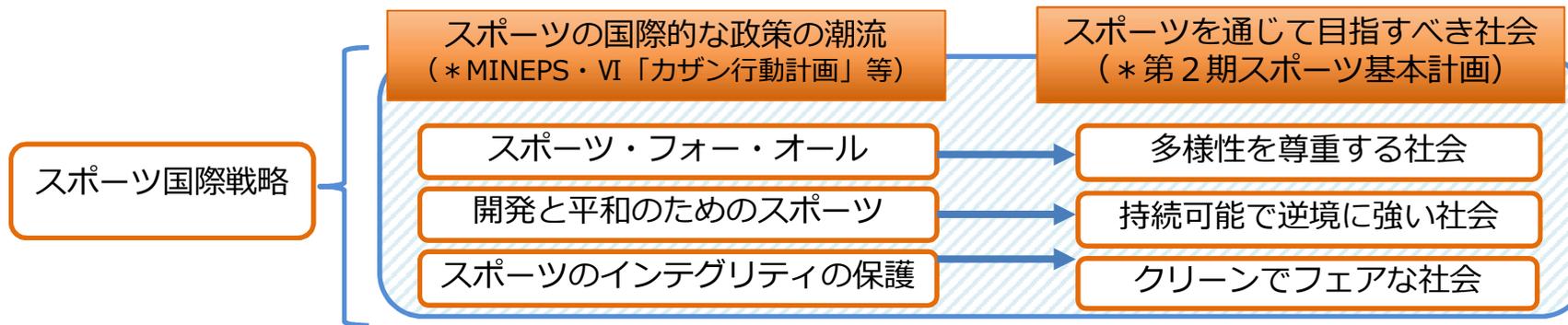
スポーツ国際戦略のビジョン

- 「2030年までに、スポーツの国際展開を通じて、スポーツの価値を向上させ、**スポーツを通じた国連の『持続可能な開発目標(2030年アジェンダ)』 (=SDGs)** に掲げる社会課題の解決に向けて、**最大貢献を行うことを目指す。**」



* 国連のSDGsは、2015年の国連総会で採択された、17のゴール、169のターゲット、219の指標からなる開発目標。諸々の社会課題を国際的に連携・協力して2030年までに達成することを目指す、国際的なブランドの試み。

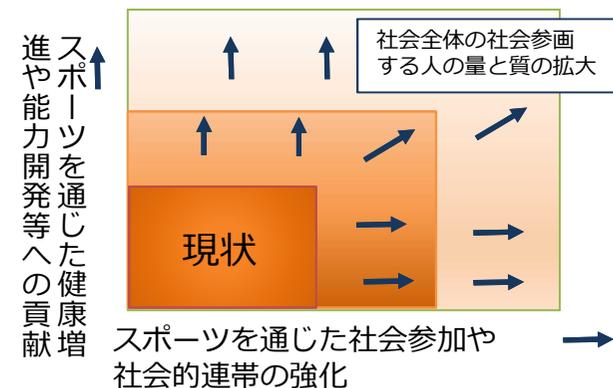
スポーツ国際戦略を通じて目指す社会



スポーツを通じた社会変革イメージ

全ての人々がスポーツの力で輝き、活力ある社会と絆の強い社会を作る

➡ 理想形；スポーツを通じて人々がつながること
 例) 諸外国で行うスポーツイベントへの参画支援、多様な国籍・人種の人々へのスポーツ参加を通じた社会参画支援



スポーツ国際戦略のミッションと具体的方策

ミッション：国際的目的の達成を図る+国内的目的の達成への貢献

【共通のメッセージ等】

(1) 関係機関による行動計画作りに向けた枠組み

- ターゲット地域設定
- 戦略的な2国間交流の仕掛け

(2) 共通のメッセージ・スローガンの設定

- 今後、日本が打ち出したいメッセージを国際的にも通用する端的な言葉で、メッセージ・スローガンとして設定する。

【国際スポーツ界への積極的な参画等】

(3) 国際競技大会及び国際会議の戦略的な招致・開催支援

- 国際競技大会や国際会議をはじめ、種目別・テーマ別の幅広いスポーツMICEの定期的な招致や開催支援に関する目標の設定、同目標の達成率の設定と、それに基づいた戦略的招致支援

(4) 国際スポーツコミュニティへの積極的な参画

- 国際的な会議体における我が国のポストの維持
- 戦略的なIOC、IPC、WADA、IF等の役員ポストの獲得

【国内外のネットワークの構築】

(5) スポーツ国際展開の事業対象者のニーズ把握と協働及びネットワーク構築

- 関係機関等の既存のネットワークを用いたターゲット国・地域との対話
- 関係者間の対話枠組みの創設（スポーツ大臣会合の実施等）
- SFTコンソーシアムのネットワークの継続
- 中央レベルのネットワークの継続
- 他分野（外交、産業振興、地域振興等）とのスポーツに関するネットワーク構築
- IOC・IPCのオリンピック・ソリダリティやアギトス財団の動きとの連携

(6) 事業の継続性・多様性の確保と民間活力との連携

- 民間活力の活用に向けたインセンティブの創出とビジネスモデルの構築
- スポーツとSDGsに関するプロジェクトの計画と実行
- ポストSFTの検討
- ユネスコへの信託基金創設に係る検討

【スポーツ国際展開の効果の他分野への拡大等】

(7) スポーツ国際展開によるスポーツの成長産業化への貢献

- スポーツ庁、経済産業省、（独）日本貿易振興機構、（独）日本スポーツ振興センターの4者による連携

(8) スポーツ国際展開の地域振興への貢献

- 地方に対する国際競技大会等のスポーツ情報やグッドプラクティスの情報提供
- 関係機関との連携・ネットワークの構築
- 「ポストホストタウン」の検討

【スポーツ国際展開のための体制整備と人材育成】

(9) 中長期での計画的な人材発掘及び育成の推進

- より高度な人材育成プログラムの検討
- 大学及びスポーツ・アカデミーとの連携
- 国際スポーツ機関への邦人派遣スキームの検討

(10) 関係機関の具体的な活動の支援に向けたスポーツ国際戦略の体制整備

- 海外拠点の在り方に関する検討
- 国際競技大会等の情報の整理・共有
- スポーツ国際展開に係る研究活動の促進（他国の国際戦略の情報等）
- スポーツ国際戦略に係る広報活動

(11) 指標作り・評価活動を含むモニタリングと成果評価の枠組みの構築

- KPI等、スポーツ国際展開に係る活動に関する評価基準について考察する。

スポーツ国際戦略

平成 30 年9月6日

スポーツ庁

目次

1. 「スポーツ国際戦略」を策定する意義	1
2. スポーツ国際戦略のビジョン	3
3. スポーツ国際戦略のミッション	5
4. スポーツ国際戦略のミッション達成に向けた対策の基本的な方向性	6
5. 具体的な施策	8
参考資料	16

1. 「スポーツ国際戦略」を策定する意義

平成 29 年 7 月、同年 3 月に策定した「第 2 期スポーツ基本計画」の着実な実施に向けて、戦略的かつ効果的にスポーツの国際交流・協力を推進する方策について検討するよう、スポーツ審議会に対して諮問を行った。

これを受け、スポーツ審議会では、スポーツ国際戦略部会を設置し、同年 10 月から計 6 回にわたる審議を行った。同部会を中心とする検討を経て、平成 30 年 8 月 6 日、答申を取りまとめた。

この答申を踏まえ、スポーツ基本法第 30 条の規定に基づくスポーツ推進会議の議を経て、ここに、「スポーツ国際戦略」を策定する。

スポーツ国際戦略は、第 2 期スポーツ基本計画に基づいて、その中の基本方針の一つである「スポーツで世界とつながる」を実現するものとして、今後、スポーツの国際交流・協力に関して、関係機関と連携して、戦略的かつ具体的な施策の展開を促進するためのものである。

また、第 2 期スポーツ基本計画においては、スポーツに係る国際的動向を国内施策へ還元すること及び国内のスポーツに関する取組事例を国際社会へ紹介すること、つまり総称して「スポーツ国際展開」を実施することによって、「世界とつながる」ことを達成する旨が掲げられており、スポーツ国際戦略はこれに貢献するものである。

なお、第 2 期スポーツ基本計画においては、「スポーツ基本計画は、国の施策を中心に国が定めるものであるが、あくまでもスポーツの主役は国民であり、また、国民に直接スポーツの機会を提供するスポーツ団体等である」こと及び「スポーツの価値は、国民や団体の活動を通じて実現されるものであり、第 2 期スポーツ基本計画に掲げられた施策は、国や地方公共団体がこれらの活動を支援し、スポーツの価値が最大限発揮されるためのものである」ことが規定されており、スポーツ国際戦略も、この基本方針に留意して実施されるべきものである。

我が国は、今後、ラグビーワールドカップ 2019 や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等、数年間で多くの国際競技大会を控え、世界中からの注目を集めることとなる。これは、スポーツ分野での国際的プレゼンスを向上する上で、またとない絶好の機会となりうるものである。この絶好の機会を捉えて、後世により良いレガシーを残すことを想定しつつ、2020 年以降の長期的な視座に立ってスポーツ国際展開のビジョンと在り方を示し、この機会に各関係者が連携して戦略的な活動を行うことが必要である。

また、スポーツ国際展開を進めるに当たって、現在、スポーツ庁をはじめとした中央省庁や、スポーツ関係団体、競技団体、また地方公共団体等は、それぞれの目的に基づいて活動している状態にあるが、限られた人的資源・物的資源・金銭的資源の中で、効率的かつ効果的に成果を上げるためには、戦略的な関係機関間での連携が不可欠である。

その上で、一つの戦略の下で、それぞれの関係機関が自律的に活動するとともに相互に連携しながら活動することによって、国際的には、日本として一貫性のある施策を打ち出すことができ、国内的には、それぞれの取組の充実・拡大に寄与し、ひいては我が国のスポーツ

を通じた社会変革に貢献するものと考えられる。

これらが、スポーツ国際戦略を策定する意義・必要性として考えられる。

2. スポーツ国際戦略のビジョン

(1) スポーツ国際戦略のビジョン

我が国は、人口減少期でありかつ少子高齢化社会の中で、高齢化社会における健康長寿、人口減少期における社会や地域における結びつきや個人の資質・能力の向上、成熟社会における経済振興及び地方活性化、国際社会におけるプレゼンス向上等の諸課題を抱えている。

これら諸課題の解決には様々な対策がありうるが、第2期スポーツ基本計画の「世界とつながる」というコンセプトにおいては、スポーツの力を活用して、「多様性を尊重する社会」、「持続可能で逆境に強い社会」及び「クリーンでフェアな社会」を実現することが提示されている。これら望ましい社会の達成に、スポーツの国際展開により貢献することが、スポーツ国際戦略のビジョンである。

なお、これら3つの方向性は、平成29年7月に開催されたユネスコの第6回体育・スポーツ担当大臣等国際会議（通称「MINEPS¹ VI」）において、各国のスポーツ大臣によって採択された、同会合の成果文書である「カザン行動計画」の3つの方向性とも合致している。

また、この3つのスポーツを通じた社会づくりの方向性の実現に関し、第2期スポーツ基本計画では、「全ての人々がスポーツの力で輝き、活力ある社会と絆の強い社会を作る」ことが掲げられている。

このため、スポーツ国際戦略に基づくスポーツ国際展開においては、上記の3つのスポーツを通じた社会づくりの方向性の実現に向けて、人々の社会参画や社会的連帯を強化すること及び個々人の健康増進と能力開発等に貢献することの両面で貢献することを目指すこととしたい。特に、前者においては、例えば、諸外国で行うスポーツイベントに障害者や女性等がより多く参加できるような支援を行うことや、我が国で暮らす多様な国籍・人種の人々にスポーツ参加を促すことを通じて、共に暮らす社会への参画を進めることなどの「スポーツを通じて人々がつながること」に焦点を置いた活動が考えられる。

(2) ビジョンの実施における基盤

上記(1)のビジョンの実施においては、その基盤として、全てのスポーツに参画する人々がスポーツの価値を享受できるように、スポーツ国際展開が行われるすべての場面・環境において、人権が保護されている状態である必要がある。そのためには、①スポーツが行われるすべての場面において安全性が確保されていること（*暴力・体罰の防止、あらゆるタイプのハラスメントの防止及び事故等の防止の措置が取られていること）、②スポーツの運営・実施において公正性が確保されていること（*ドーピングの防止、コンプライアンス違反の防止その他の措置が取られていること）、③スポーツの運営・実施において機会の平等性が確保されていること（*スポーツ機会の平等、ジェンダー平等、障害者へのスポーツ機会の平等、スポーツ環境の平等等の措置が取られるよう取組が行われていること）が求められる。

¹ Conférence internationale des ministres et hauts fonctionnaires responsables de l'éducation physique et du sport ; ユネスコ体育・スポーツ担当大臣等国際会議

(3) 短期的・中長期的な目標

以上を踏まえ、国際オリンピック委員会（以下、「IOC²」という。）のレガシーフレームワーク³に留意しつつ、2021年まで⁴の短期的な期間においては、第2期スポーツ基本計画に掲げるビジョンと施策の達成を図ることを目指すこととともに、2030年までの中長期的な期間においては、スポーツを通じて国際連合の「持続可能な開発目標」（以下「SDGs⁵」という。）に掲げる社会課題の解決に対して最大限の貢献をしていくことを目指すことをスポーツ国際戦略の目標としたい。

(4) スポーツ国際戦略のビジョンと国連のSDGsとの関係

スポーツ国際戦略の下で行われるスポーツ国際展開において、国連のSDGsとの関係では、そもそもスポーツの実施を通じて期待される、SDGs・ゴール3「健康増進」やゴール4「質の高い教育」への貢献が想定される。それらに加えて、スポーツ国際展開の諸活動を通じて、他分野との連携を果たすことで、ゴール1「貧困対策」、ゴール2「飢餓対策」、ゴール5「ジェンダー平等」、ゴール8「持続可能な経済発展」、ゴール9「産業と革新」、ゴール10「不平等の縮小」、ゴール11「持続可能な都市や共同体づくり」及びゴール16「平和と公正」に貢献していくことを想定している。

また、スポーツ国際戦略に基づく様々なネットワーク構築とそれを生かしたスポーツを通じたSDGsへの貢献活動はゴール17「パートナーシップ」に該当すると考えている。なお、スポーツに関する諸活動の中においては、各関係者が、ゴール6「きれいな水」、ゴール7「クリーンなエネルギー」、ゴール12「責任ある消費と生産」、ゴール13「環境保護」、ゴール14「水の下での豊かさ」及びゴール15「陸の豊かさ」に配慮した活動を行うことが求められる。

以上のような形で、スポーツ国際戦略の諸活動が国連のSDGsの達成に向けた貢献を行うように配慮することが求められる。

² International Olympic Committee ; 国際オリンピック委員会

³ 2017年12月にIOCにより発表されたレガシー報告フレームワーク。レガシーの特定、分析、評価等を行うための枠組みで、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会から適用される予定。

⁴ 第2期スポーツ基本計画は、2017年度～2021年度の5か年計画。

⁵ Sustainable Development Goals ; 国連の持続可能な開発目標。2016年から2030年までの国際社会共通の目標。

3. スポーツ国際戦略のミッション

スポーツ基本法においては、スポーツの振興を通じて、①国際的な地位の向上、②国際相互理解の増進及び③国際平和への貢献等を図ることを目的（＝「国際的な目的」）とするとともに、スポーツを通じた①国民の心身の健全な発達、②健康長寿社会及びバリアフリーの実現等の明るく豊かな国民生活の形成、③地方創生・地域社会の再生への寄与、④経済発展等を通じた活力ある社会の実現及び⑤国際的競技力の向上等を図ることをも目的（＝「国内的な目的」）としている。

その中、上記2. のビジョンを踏まえたスポーツ国際戦略のミッションとしては、スポーツ国際展開の実行において、単に国際的な目的の達成を図るのみならず、国内的な目的の達成にも貢献することである。

そのためにも、①関係団体がそれぞれの活動を行う上で共有すべき「（日本としての）共通のメッセージ」を設けること、②国際スポーツコミュニティへの日本人による積極的な関与を促進すること、③国際的な目的と国内的な目的との効果的な連携・接続を図るためのネットワーク構築を促進すること、④スポーツ国際展開に向けた体制整備と人材育成を推進すること、⑤スポーツ国際展開の効果を他分野へ拡大するための対話枠組みを構築すること、及び⑥限られたリソースを効率的かつ効果的に投入するためのターゲットの明確化を行うことが求められる。

4. スポーツ国際戦略のミッション達成に向けた対策の基本的な方向性

上記のビジョン及びミッションの達成に向けて、以下の5つの観点を、具体的な方策を実施する上での基本的な方向性として定める。

(1) スポーツ国際展開における共通のメッセージ・スローガン

国際社会において、今後、日本が打ち出したいメッセージの特定化を行い、その言葉を国際的な文脈においても通用するような形にする(例:「SDGsへの貢献」)とともに、その言葉が、誰にでもビジョンが理解しやすい端的なスローガン(例:「Sport for Tomorrow」等)となっていることが必要である。そのスローガンの下で、それぞれの関係団体の活動が「チームジャパン」として一体感が持てるメッセージとなる工夫が必要である。

また、アスリート等の発信力のある人物が、関係機関の海外拠点や海外展開に関する事業の現場においてメッセージを発信するような仕組みの検討も考えられる。

(2) 国際スポーツ界への積極的な参画とそれを促進・支援する仕組み

国際的な動向を把握し国内に還元するためにも、また我が国の好事例を世界に共有し、国際的プレゼンスを向上させるためにも、様々な段階でのスポーツの国際会議等の国際コミュニティに積極的に参画し、又はそのような場面を自ら開催して、国際的なスポーツ政策の策定に貢献していく必要がある。

その一環で、戦略的かつ中長期的な視野で、ユネスコ等のスポーツの国際コミュニティにおいて有力なポストを獲得するとともに、IOCや国際パラリンピック委員会(以下「IPC⁶」という。)等の統括団体を含めた国際競技団体等に日本人役員・スタッフをより多く派遣することで、国際スポーツ界の意思決定に積極的に参画する必要がある。

そのためには、スポーツ団体等における国際人材の戦略的かつ計画的な育成を行っていく必要がある。

また、スポーツに関する国際会議(スポーツ大臣会合等)や大規模な国際競技大会等の招致や開催支援を戦略的にを行い、他分野にその開催効果が波及するような工夫を行うことも重要である。

(3) 国内外のネットワークの構築

スポーツに関係する中央省庁・地方公共団体・スポーツ関係団体・大学や学会・民間企業等のネットワークを構築し、それぞれの活動について相互に情報共有し連携することで、限られたリソースの中で、効率的かつ効果的な業務遂行を図ることができる。

加えて、国がイニシアティブを取って、スポーツに関する国際機関や諸外国のスポーツ担当省庁等とのネットワークを構築し、国際的動向について把握・展開する必要がある。

また、我が国はこれまで多くの国とスポーツに係る二国間覚書を締結してきたが、今後はより一層計画的・戦略的に締結することが必要である。

⁶ International Paralympic Committee ; 国際パラリンピック委員会。

(4) スポーツ国際展開のための体制整備と人材育成

現在、国内関係機関では、スポーツ国際展開に対応できる体制が十分に整っていない上に、国としてもスポーツに関する海外拠点が少ない状況である。

その状況下において、限られたリソースの中で効率的かつ効果的にスポーツ国際展開を推進するためには、スポーツ国際展開に関係する機関の既存の枠組みや海外拠点等のリソースを活用して、スポーツの国際動向や好事例を国内の諸施策に反映したり、国内の好事例を国際的に展開したりするための環境整備（*海外拠点の整備や情報収集・共有のプラットフォーム等）が必要である。

加えて、大学等と連携しつつ、中長期的な視野で計画的かつ意識的にスポーツに係る国際的業務に対応できる人材を発掘及び育成していくことも重要である。

(5) スポーツ国際展開の効果の他分野への拡大に向けた対話枠組み

スポーツ国際展開の効果を、社会発展・開発、経済活性化又は地域振興等の多様な分野に拡大するような仕組みを意識的に設定するとともに、そのための関係者の特定と具体的なプロジェクト形成に向けた対話枠組みを構築する必要がある。

その際、デジタル事業の活用を含む事業の多様性や持続可能性を確保するとともに効果的な実施を図る観点から、民間活力との早期からの連携が必要である。

また、スポーツは、今後の産業振興及び地域振興に資するコンテンツを有している。この点に着目したスポーツ産業の国際展開を推進することが必要であり、この点において、スポーツ基本計画及び未来投資戦略等で掲げられているとおり、スポーツの成長産業化を促進するため、スポーツ産業のインバウンド及びアウトバウンドの両面で、スポーツ国際展開が貢献できるものが多々ある。そのためにも、スポーツに関する情報提供をはじめとして、民間企業の参画を促すような基盤作り、関係者間のネットワーク及び定期的な対話枠組みの構築が必要である。

5. 具体的な施策

今後、スポーツ国際展開をするための具体的方策を実施する上では、それぞれの関係者が行動計画を定めて具体的に行動することが必要である。

その際、以下のとおり、上記4. の5つの基本的な方向性に基づき、①行動計画作りに向けた枠組み、②共通のメッセージ・スローガンの設定、③国際競技大会等の戦略的な招致、④国際スポーツコミュニティへの積極的な参画、⑤現地のニーズ把握と関係者との対話枠組み及びネットワークの構築、⑥事業の継続性の確保、⑦スポーツの成長産業化への貢献、⑧地域振興への貢献、⑨計画的な人材発掘及び育成、⑩スポーツ国際展開の基盤の整備、⑪指標作り・評価活動を含む評価枠組みの設定等の観点に即して、具体的な施策を作成する必要がある。

【共通のメッセージ等】

(1) 関係機関による行動計画作りに向けた枠組み

スポーツ国際戦略を具体的な活動に展開するためには、スポーツ庁をはじめ各関係機関による行動計画の策定が必要である。その際、具体的な行動計画策定においては、限られたリソースの効率的かつ効果的な活用を勘案し、具体的な施策において、相手国の情勢を鑑み、ターゲットとする期間の設定並びにプライオリティを置くべき地域や国等の設定を行う必要がある。また、二国間関係等の外交上の観点からも、戦略的な連携のために、関係機関と協議を行う必要がある。

なお、プライオリティを置くべき地域や国等の設定については、緩やかなものであり、プライオリティから漏れる他の地域又は国に関する取組を否定するものではなく、国内スポーツ関係機関の繋がり等、他地域での取組も引き続き推進していく。

(具体的な施策)

- ① スポーツ庁は、スポーツ国際戦略に基づき、スポーツの国際展開に係る施策のターゲットとする期間を、短期的には2021年(=第2期スポーツ基本計画の終了年)におき、長期的には2030年(=国連のSDGsの達成年)におく。その際、2021年度を第2期スポーツ基本計画に基づくスポーツ国際戦略中の施策の評価及び見直しのための期間とし、その成果を踏まえて、2022年度以降の活動促進に役立てる。
- ② スポーツ庁は、スポーツ国際戦略に基づき、スポーツ国際展開に係る施策のプライオリティを置くべき主な地域又は国として、取組の対象ごとにパートナー地域又はパートナー国を以下のように設定する。

ア：ハイパフォーマンス、スポーツのインテグリティの確保に関する取組

ハイパフォーマンス、スポーツインテグリティに関し先進的な国々、また大臣会合等の対話枠組みを持ち、今後、連携・協力を促進していく国々をターゲットとする。(例：欧州地域、アジア地域、オセアニア地域等)

イ：草の根スポーツ交流（学校スポーツ交流を含む）に関する取組

大臣会合等の対話枠組みを持ち、今後、連携・協力を促進していく国々及び政府全体として外交上重視し、協力関係を強化している国々を中心にターゲットとする。（例：欧州地域、中東地域、アジア地域等）

ウ：スポーツの成長産業化に関する取組

大臣会合等の対話枠組みを持ち、今後、連携・協力を促進していく国々をターゲットとする。（例：アジア地域等）

エ：スポーツを通じた開発に関する取組

開発分野において、協力関係を推進すべき国々をターゲットとする。（例：アジア地域、アフリカ地域等）

オ：オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承に関する取組

近年の夏季・冬季オリンピック・パラリンピック競技大会開催国及び開催予定の国々をターゲットとする。

③ スポーツ庁は、スポーツ国際戦略が策定された後、直ちに行動計画を策定する。

また、「スポーツ国際戦略連絡会議」を定期的開催し、関係機関と具体的な行動の進め方に関する対話を継続する。なお、同会議の下に、必要に応じワーキンググループ（以下「WG」）を設置し、テーマ別に検討を行う。

（2）共通のメッセージ・スローガンの設定

スポーツ国際展開の具体的な活動においては、今後、日本が打ち出したいメッセージを国際的にも通用する形で、誰にでもビジョンが理解しやすい分かりやすい端的な言葉で、それぞれの活動において共通のメッセージとなるような工夫（例：共通のスローガン・キャッチコピー等）とすることが必要である。

（具体的な施策）

① スポーツ庁は、スポーツ国際戦略に基づき、関係機関と連携して、今後、将来に向かって我が国が打ち出したいメッセージのコンセプトとして、以下のものが含まれているように設定する。

* コンセプト：（必須のキーワード）スポーツ。（運動）ムーブメント、イニシアティブ。（ビジョン）持続可能、SDGs、多様性、クリーン・フェア。（拡大）次世代、未来、明日、継承。レガシー。（社会改善）貢献、改善、改革。

【国際スポーツ界への積極的な参画等】

(3) 国際競技大会及び国際会議の戦略的な招致・開催支援

国際的な動向を把握し国内に還元する観点から、我が国の好事例を世界に共有し、国際的プレゼンスを向上させるためには、自らスポーツ MICE⁷、すなわちスポーツに関する国際競技大会や国際会議等を戦略的に招致・開催し、国際的なスポーツ政策の策定に自ら関与する場を設定していく必要がある。

このため、スポーツ MICE の招致や開催支援を戦略的に行い、2020 年東京大会のホストタウンの取組に代表されるように、他分野にその開催効果が波及するような工夫を行うことが必要である。

(具体的な施策)

- ① スポーツ庁は、日本オリンピック委員会（以下、「JOC⁸」という。）、日本障がい者スポーツ協会/日本パラリンピック委員会（以下、「JPSA⁹/JPC¹⁰」という。）、日本スポーツ振興センター（以下、「JSC¹¹」という。）及び日本スポーツ協会等の関係機関と連携しつつ、総合型・競技別・テーマ別の幅広いスポーツ MICE の招致や開催支援、国際競技大会の招致及び開催支援に資するよう、国際交流状況等調査を活用して情報の整理を行い、毎年、国際スポーツイベントカレンダーとして作成及び関係機関間で共有する。その上で、招致を行う目標の設定とそれに基づいた戦略的な招致活動支援及び各 NF¹²等が国際大会を招致・開催する際に必要な準備をまとめたガイドライン等の在り方について、WG において検討を開始する。
- ② スポーツ庁は、ユネスコと調整しつつ、ユネスコの次回の MINEPS の招致の是非を検討する。
- ③ スポーツ庁は、ASEAN 諸国及び ASEAN 事務局等と連携し、日 ASEAN スポーツ大臣会合（奇数年に 1 度）を継続的に実施する。
- ④ スポーツ庁は、中華人民共和国及び大韓民国と連携し、日中韓スポーツ大臣会合（偶数年に 1 度）を継続的に実施する。
- ⑤ スポーツ庁は、上記③及び④以外の地域（例：大洋州・南西アジア等）とのスポーツ大臣会合の在り方を検討する。

⁷ MICE とは、観光庁の定義によると、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

⁸ Japanese Olympic Committee

⁹ Japanese Para-Sports Association

¹⁰ Japanese Paralympic Committee

¹¹ Japan Sport Council

¹² National Federation；国内競技団体、各競技について国内において統括する団体の総称。

(4) 国際スポーツコミュニティへの積極的な参画

上記(3)と併せて、我が国が、様々な分野又は段階で、国際スポーツコミュニティに積極的に参画し、国際的なスポーツ政策の策定又は意思決定に自ら関わっていくことが必要である。このため、国際競技連盟(以下、「IF¹³」という。)、IOC、IPC、世界ドーピング防止機構(以下、「WADA¹⁴」という。)等の国際スポーツ関係機関への役員派遣やスタッフ派遣の促進を図るのみならず、そこで得た情報や知見を国内の関係者に対して共有を図ることが必要である。また、アジアに焦点を当てて、AF¹⁵やOCA¹⁶等への役員やスタッフ派遣の促進も進める必要がある。その際、国際スポーツコミュニティにおけるジェンダー平等に向けた動向に着目し、戦略的に女性の役員・スタッフ候補者の育成及び役員選挙の支援等を行うことも検討すべきである。

(具体的な施策)

- ① スポーツ庁は、第2期スポーツ基本計画に掲げる目標の達成を目指して、日本人のIF役員ポスト(=IOC・IPC・IF等に35名)の獲得に向けた各NFの取組の支援を行う。
- ② スポーツ庁は、2021年以降においても、ユネスコの「体育・スポーツ政府間委員会」(通称「CIGEPS」)のメンバー国としてのポストを継続し、国際的なスポーツ政策の意思決定の場面で発言権を維持する。
- ③ スポーツ庁は、JOC及びJPSA/JPCと連携して、IF役員等の拡充、再任支援、後継者育成支援及びIF会長等ポストへの昇進等に関して、NFとの相談活動を実施する。
- ④ スポーツ庁は、JOC、JPSA/JPC、JADA及びJSCと連携して、IOC、IPC及びWADA等の有力なスポーツ統括団体における日本人の役員及びスタッフのポスト獲得に関し、WGにおいて検討を開始する。

【国内外のネットワークの構築】

(5) スポーツ国際展開の事業対象者のニーズ把握と協働及びネットワーク構築

スポーツ国際展開の効果的な事業実施のためには、海外の現地関係者や地方公共団体関係者等を含めたスポーツ国際展開における事業対象者のニーズ把握、スポーツ国際戦略の関係者・団体の持っているリソースとのマッチング、及び現地コミュニティやNGOや現地の日系法人・企業等との協働が必要であり、そのための対話枠組みの構築が必要である。

また、海外の現地関係者と直接的なコネクションや現地情報を持っている大学関係者との連携も必要である。そのためにも、政府機関・独立行政法人・スポーツ関係団体・地方公共団体のほかに、国連諸機関、民間企業、NGO、大学、学会等の多様な関係機関との連携とネットワークを構築することが必要である。

¹³ International Federation；国際競技連盟、各競技について国際的に統括する団体の総称。

¹⁴ World Anti-Doping Agency；世界ドーピング防止機構。

¹⁵ Asian Federation；アジア地域競技連盟

¹⁶ Olympic Council of Asia；アジアオリンピック評議会

(具体的な施策)

- ① スポーツ庁は、関係機関と連携して、既存ネットワーク（例：外務省、国際 NGO、JSC が有するネットワーク等）を活用し、スポーツ国際展開のプライオリティを置くパートナー国との対話を実施する。
- ② スポーツ庁は、日中韓スポーツ大臣会合や日 ASEAN スポーツ大臣会合等の各種スポーツ大臣会合及び実務者会合の場面を活用した対話を継続的に実施する。
- ③ スポーツ庁は、上記 5.（1）②に掲げるターゲット地域の在京大使館とのネットワークを構築し、継続的に対話を実施する。
- ④ スポーツ庁及び Sport for Tomorrow¹⁷（以下、「SFT」）コンソーシアム事務局は、SFT コンソーシアムの官民連携ネットワークを活用するとともに、国際 NGO・NPO との連携を促進する。
- ⑤ スポーツ庁は、スポーツ国際戦略連絡会議（中央レベルのネットワーク）を主催し、継続的に中央レベルの対話を実施する。
- ⑥ スポーツ庁は、JICA と連携し、JICA の青年海外協力隊又はシニアボランティアの経験者による各種同窓会組織と在京大使館を含む関係組織とのスポーツに関するネットワーク構築を支援する。
- ⑦ スポーツ庁は、JOC・JPSA/JPC と連携し、IOC のオリンピック・ソリダリティや IPC のアギトス財団の動きとの連携を図る。

(6) 事業の継続性・多様性の確保と民間活力との連携

スポーツ国際展開を通じて、我が国の国際的プレゼンスを維持しつつ信頼性を失わないためには、事業の継続性に配慮することが不可欠である。

そのためには、官の力だけでは限界があり、民の活力を活用して官民が連携した事業の持続性の確保に向けた連携が不可欠であり、そのためにも、スポーツ国際展開の価値を他分野にも拡大し、民間企業等の関与を促すようなインセンティブの設定とビジネスモデルを構築することが必要である。

(具体的な施策)

- ① スポーツ庁は、スポーツを通じた様々な社会課題の解決に向けて、官民が連携したプロジェクトとして、2030 年をターゲットイヤーとした「スポーツと SDGs との密接な関連付け」を行うためのプロジェクトを計画し実行する。
- ② スポーツ庁は、JSC 等の関係機関と連携し、2021 年以降のポスト SFT の在り方に関し、WG において検討を開始する。
- ③ スポーツ庁は、ユネスコ及び関係国と連携し、ユネスコに、スポーツを通じた SDGs の達成に向けた信託基金の創設についての是非及び可否を検討する。

¹⁷ Sport for Tomorrow；東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される 2020 年までに、官民連携のもと、開発途上国を中心とした 100 カ国・1000 万人以上を対象に推進されるスポーツ国際貢献事業。コンソーシアム会員は、スポーツ関連団体、NGO/NPO、地方公共団体及び民間企業等から構成される。

【スポーツ国際展開の効果の他分野への拡大等】

(7) スポーツ国際展開によるスポーツの成長産業化への貢献

スポーツ国際展開は、スポーツ関連産業（健康産業をも含めた広義のもの）のインバウンド及びアウトバウンドの両面で、スポーツの成長産業化に向けて貢献できる部分が多々ある。

そのためにも、スポーツに関する情報提供をはじめとして、民間企業のスポーツビジネスへの参画を促すような基盤作り、国内外の官民の関係者間のネットワーク及び定期的な対話枠組みの構築が必要である。

(具体的な施策)

- ① スポーツ庁は、我が国独自の強みを生かしたスポーツコンテンツ（学校体育、運動部活動、運動会、プロスポーツリーグ等）の海外展開を促進するため、経済産業省、日本貿易振興機構及び JSC と連携し、スポーツとスポーツ産業のインバウンド及びアウトバウンドを促進するための 4 者連携の枠組みを創設する。
- ② 上記 4 者は、スポーツとスポーツ産業のインバウンド及びアウトバウンドの促進に向けて連携したプログラムを実施する。

(8) スポーツ国際展開による地域振興への貢献

スポーツは、今後の地域振興に資するコンテンツを有している。このため、スポーツコミッションを中心に、「スポーツを活用したまちづくり」や「スポーツによる地域振興戦略」を検討する際、スポーツの国際展開の視点を加えることで、地方のスポーツ産業の海外へのアウトバウンドを促進できることに加え、我が国のスポーツツーリズムの魅力に関する海外での PR を通じて、地方のインバウンド増加に貢献できる。

そのためにも、国際競技大会等の PR 場面の情報、スポーツ分野における諸外国のニーズや国民の関心事項及びスポーツ産業の国際展開に関するグッドプラクティスの共有等を通じて、国内全域のスポーツ産業が国際展開に参画できるような支援、国内外の関係者間のネットワークの構築が必要である。

(具体的な施策)

- ① スポーツ庁は、JSC をはじめ関係団体等と連携し、関係団体等が有するネットワークを活用した地方公共団体に対するスポーツ関連情報の提供及びグッドプラクティスの共有の取組を促進することで、地方公共団体における国際交流事業の活性化を支援する。
- ② スポーツ庁は、スポーツツーリズムの振興を通じたインバウンド促進のための関係機関との連携枠組みの創設及び各種スポーツ大臣会合等の対話枠組みを活用したパートナー国等との連携を行う。
- ③ スポーツ庁は、他省庁と連携して、ホストタウン事業のレガシーとしてのポストホストタウンの枠組みの構築に向けた検討を行う。

【スポーツ国際展開のための体制整備と人材育成】

(9) 中長期での計画的な人材発掘及び育成の推進

スポーツ国際戦略の海外で行う活動においては、国際スポーツ界において活躍できるようなスポーツ国際人材の計画的な育成が必要であるとともに、事業対象となる人々の人材育成の仕組み作りを意識した活動が必要である。そのためには、大学院等における人材育成に加えて、国内の国際経験を有する人材に対してスポーツ国際人材となるような再トレーニングの可能性についても検討する必要がある。なお、人材育成の際には、語学能力やスポーツの知識のみならず、マネジメント能力や医・科学的知識等も必要であることに留意する必要がある。

(具体的な施策)

- ① スポーツ庁及び JSC 等の関係機関は、IF 等の役員候補となりうる国際人のためのより高度な育成プログラムを開発し、その実施に向けた検討を行う。
- ② スポーツ庁は、アスリートのデュアルキャリア教育プログラムと連携し、国際人の養成に関するプログラムを実施するよう調整する。
- ③ スポーツ庁は、大学等の関係機関と連携し、国際スポーツアカデミーとの連携に関する検討を行う。
- ④ スポーツ庁は、既存の制度を参考に、国際スポーツ機関への邦人の派遣スキームに関する検討を行う。

(10) 関係機関の具体的活動の支援に向けたスポーツ国際戦略の体制整備

スポーツ国際戦略の諸活動を支えるため、ソフト（研究活動や広報活動）及びハード（国際展開のための拠点整備）両面の基盤整備が必要である。特に、スポーツ国際展開を効果的に進めるための広報活動及び海外拠点が必要である。

(具体的な施策)

- ① スポーツ庁は、スポーツ国際戦略の基盤として、スポーツ国際戦略連絡会議による関係機関間のネットワークと連携の枠組みを継続する。
- ② スポーツ庁は、JSC 及び関係機関と連携し、JSC の海外拠点の在り方に関し、WG において検討を開始する。
- ③ スポーツ庁は、JSC と連携し、諸外国のスポーツ国際戦略に係るグッドプラクティスを研究し、その成果を我が国の今後の施策に役立てる。
- ④ スポーツ庁は、関係機関と連携し、様々な国連等の記念日（例：4月6日は国連の「開発と平和のため国際スポーツデー」等）を活用して、スポーツの国際展開に関する広報活動を支援する。特に、スポーツを通じた国連の SDGs への貢献に関する活動について、社会的ムーブメント作りを行う。

(11) 指標作り・評価活動を含むモニタリングと成果評価の枠組みの構築

スポーツ国際展開の活動において、当該活動がビジョンの達成にどのくらい効果があったのかについて、その成果をモニタリングし、評価するための指標作りや評価活動のための枠組みの構築が必要である。また、スポーツ国際展開全体の活動の成果を評価し、次の改善に生かすためにも、エビデンスベースでの検討ができるよう、政策レベルでの指標の開発と評価の枠組みを検討することが必要である。

(具体的な施策)

- ① スポーツ庁は、KPI¹⁸等、スポーツ国際展開に係る活動に関する評価基準について考察する。また、個々の活動について、社会的提言を行う観点からスポーツ国際戦略の効果測定を行うための指標作りを行う。さらに、個々の活動に関するPCM¹⁹手法やPDM²⁰の在り方を検討するとともに評価基準について考察する。

(以上)

¹⁸ Key Performance Indicator；主要業績評価指標

¹⁹ Project Cycle Management；開発援助プロジェクトの計画・実施・評価という一連のサイクルを「プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM)」と呼ばれるプロジェクト概要表を用いて管理運営する方法

²⁰ Project Design Matrix；プロジェクトの主な構成要素とその倫理構成をひとつの表にまとめたプロジェクト計画の概要表。

スポーツ国際戦略

参考資料

スポーツ庁

目次

- 1-1. 第2期スポーツ基本計画の基本方針
- 1-2. 国連の持続可能な開発目標 SDGs
- 1-3. スポーツで「世界」とつながる（スポーツを通じた社会づくり）
2. 国際的なスポーツ政策の動向（ユネスコ・国際憲章を中心に）
 - 3-1. スポーツ国際戦略（全体イメージ）
 - 3-2. スポーツ国際戦略のビジョン
 - 3-3. スポーツ国際戦略のミッション
 - 3-4. 今後のスポーツ国際戦略における地域的ターゲット
 - 3-5. スポーツ国際戦略におけるスケジュール的なターゲット
4. スポーツ大臣会合と2国間覚書
5. MINEPS・VI「カザン行動計画」
6. 日ASEANスポーツ大臣会合の成果
7. 平昌宣言
8. Sport for Tomorrow 事業
9. スポーツ国際戦略連絡会議
10. 平成30年以降の主な国際競技大会（H30年8月現在）
11. 日本人のIF役員一覧（H30年6月現在）
12. スポーツSDGs活動推進事業
13. スポーツ国際展開基盤形成事業
 - 「スポーツ国際戦略に係る具体的連携事業の促進及び国内・国際ネットワークの構築」
 - 「スポーツ及びスポーツ産業の国際展開に係るネットワーク構築・推進」
14. スポーツとスポーツ産業の海外展開の促進を目的とした4者連携
15. スポーツ国際展開基盤形成事業「国際スポーツ人材活動・育成支援」
16. スポーツ国際展開基盤形成事業「国際展開・情報収集拠点の設置」

1-1. 第2期スポーツ基本計画の基本方針

◇第2期スポーツ基本計画の基本方針◇

「スポーツが変える。未来を創る。」 Enjoy Sports, Enjoy Life

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそが**スポーツの価値**の中核であり、全ての人がスポーツの力で輝くとともに自己実現を図り、主体的に取り組むことにより、前向きで活力のある社会と絆の強い世界を創る。

1 スポーツで「人生」が変わる！

スポーツを生活の一部とし、人生を楽しく健康なものにする。

2 スポーツで「社会」を変える！

スポーツで社会の課題解決に貢献し、活力に満ちた日本を創る。

3 スポーツで「世界」とつながる！

スポーツで世界とつながり、世界の絆づくりに我が国が貢献する。

4 スポーツで「未来」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、スポーツで人々がつながる。



国連の『持続可能な開発目標（2030年アジェンダ）』（=SDGs）との関連

1-2. 国連の持続可能な開発目標 SDGs



2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

1-3. スポーツで「世界」とつながる（スポーツを通じた社会づくり）

○スポーツの重要な特徴＝人を巻き込むチカラ（SDG17「パートナーシップ」）

「多様性を尊重する社会」

(=SDGs：SDG3「健康」、4「教育」、5「ジェンダー」及び10「不平等の縮小」)

◆スポーツは人種、言語、宗教等を越えて参画でき、国境を越え人々の絆を育む。

←**Sport for All（万人のためのスポーツ）**：

高齢者、子ども、障害者、女性等のアクセス困難者に安全かつアクセスしやすいスポーツ環境

(=健康で豊かな生活への支援)を整備。

「持続可能で逆境に強い社会」

(=SDGs：SDG1「貧困対策」、2「飢餓対策」、8「雇用と経済成長」、9「産業・革新」、11「持続可能なコミュニティ作り(含む震災復興)、16「平和構築」)

◆スポーツは、平和と開発に貢献し、貧困層、難民、被災者など困難に直面した人の生きがいになる。また、スポーツを手段とした持続可能や経済成長・雇用・地域振興にも貢献しうる。

←**開発と平和のためのスポーツ**：

スポーツは人々の能力の向上や社会的連帯を強化し、国際社会の平和構築、自然災害からの復興、貧困対策、持続可能な経済成長や地域振興などの課題解決に貢献。

「クリーンでフェアな社会」

(=SDGs：SDG16「公正な社会作り」)

◆スポーツは、他者への敬意や規範意識を高め、公正な人格形成に寄与する。

←**スポーツ・インテグリティ（高潔性）の保護**：

スポーツの継続的な発展には、差別や偏見、ドーピング・八百長・不正賭博などのスポーツの価値を脅かす様々な障害を克服し、そのインテグリティを保護することが必要。

2. 国際的なスポーツ政策の動向（ユネスコ・国際憲章を中心に）

背景

1960年：ユネスコにICSPE（＝International Council of Sport and Physical Education）が発足。

(*フリリップ・ノエル・ベーカー卿の貢献)

- ①「Disport/Desporter」(＝「余暇の気晴らし」)からのスポーツ観の転換(＝「人類共通の文化」・「全ての人々の基本的権利」へ)。
- ②それまで「私」の取組だったスポーツが、教育・科学・文化を担う国際機関であるユネスコ(公的存在)に位置づけられた。
- ③ユネスコに位置づけられたことで、地域特有・愛好者特有のものから、全世界で政府等の多様な関係者を巻き込んで推進すべきものへ転換。(→ 1)平和と開発、2)スポーツ・フォー・オール、3)スポーツにおける価値教育等と結合しやすくなる。)

創設

1978年：ユネスコ総会において「体育・スポーツ国際憲章」が採択。

- ●「体育・スポーツの実践は全ての人にとっての基本的権利である」→ 国際的な「Sports for All 運動」の推進へ。→ TAFISAへ。
- 「体育・スポーツは、全教育体系において生涯教育の不可欠な要素を構成する」→ 生涯スポーツ・草の根スポーツの推進へ。
- 「国家機関は体育・スポーツにおいて主要な役割を果たす」→ スポーツにおいて、『公的機関』が主要な関係者へ。
- 「世界共通語としての体育・スポーツにおける協力と相互利益の追求を通じて、全ての諸国民は、恒久平和、相互尊重及び友好の維持に貢献し、国際問題解決のための好ましい環境を作り出す。」→ 「スポーツによる平和と開発(UNOSDP)」へ。

小改訂

1991年：ユネスコ総会において『スポーツにおける倫理性』に関する規定が追加。

- ●「体育・スポーツの倫理的・道徳的価値の擁護は、全ての人々が不断に配慮しなければならない」→ 「スポーツが持つ価値に関する教育」、「アンチ・ドーピング活動」及び「スポーツのインテグリティの保護」に関する取組の推進へ。

1989年(ベルリンの壁崩壊)頃から、スポーツの価値を脅かす、ドーピング、暴力、不正操作、不正賭博、過度な商業化等が顕著になり出す → スポーツの倫理性・高潔性への注目。

UNOSDP

2001年UNOSDP
設置
2004年SDP-IWG
設置
2015年国連持続可能
開発2030ア
ジェンダ

ドーピング防止

1999年WADA
創設
2003年WADA
規程策定
2005年ユネスコ
国際規約

抜本的改訂

2015年：ユネスコ総会において「体育・身体活動・スポーツ国際憲章」が大規模改正。(以下のものが改正のキーワード)

- ●「スポーツによる平和と開発(災害復興も含む)」→ 第5条・第11条：経済的・社会的・環境的な持続可能性を強調。
- 「スポーツの多様性」→ 国際憲章の名称：「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」に変更。
- 「スポーツのインテグリティの保護」→ 第10条：1991年のインテグリティの規程をより広範で具体的な記述に強化。
- 「スポーツ・フォー・オール」→ 第1条・第2条・第4条：ジェンダー平等、バリアフリー、社会的インクルージョンを強調。
- 「質の高い体育・スポーツの確保及び安全性・リスク管理」→ 第7条・第8条・第9条：安全性の確保・リスク管理を強調。
- 「より広範なスポーツ政策の枠組み」→ 第3条・第6条・第12条：より幅広い関係者の関与と国際協力の必要性を強調。

2013年MINEPS-V 独(ベルリン)：「ベルリン宣言」
→ ①万人の権利としてのスポーツへのアクセス、②スポーツへの投資拡大、
③スポーツのインテグリティの保護

2014年欧州評議会：「スポーツ大会における不正操作防止のための国際条約」の締結

3-3. スポーツ国際戦略のミッション

Vision

Mission

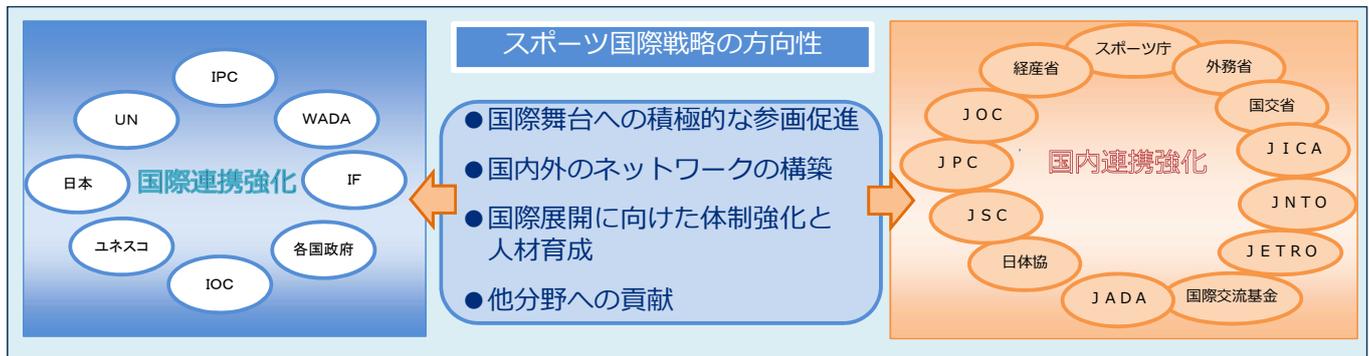
Strategy

国外のネットワークと国内のネットワークをつなぐ

- 国内** 諸外国の好事例の国内への情報還元等による我が国の**社会課題の解決**を支援
- 国際** 日本の好事例の共有により、スポーツを通じた**諸外国の社会課題の解決**を支援

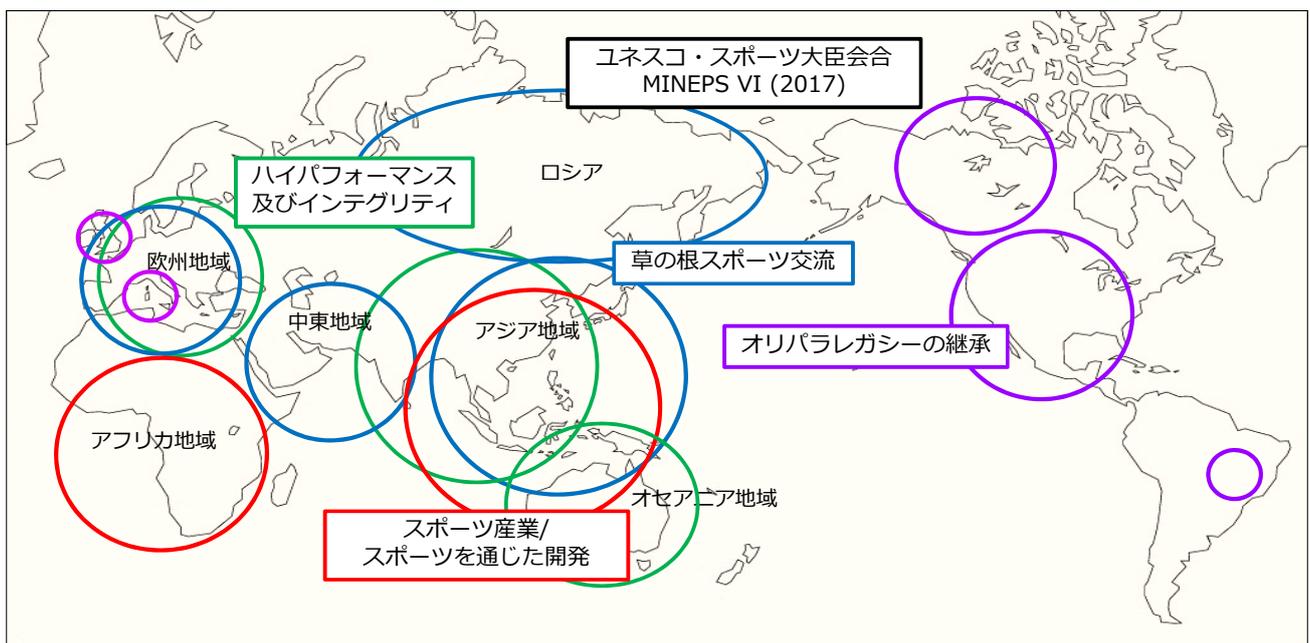


各関係者間で目指すべき方向性の意識合わせ・情報共有ができれば、それぞれの活動がより効果的になる。

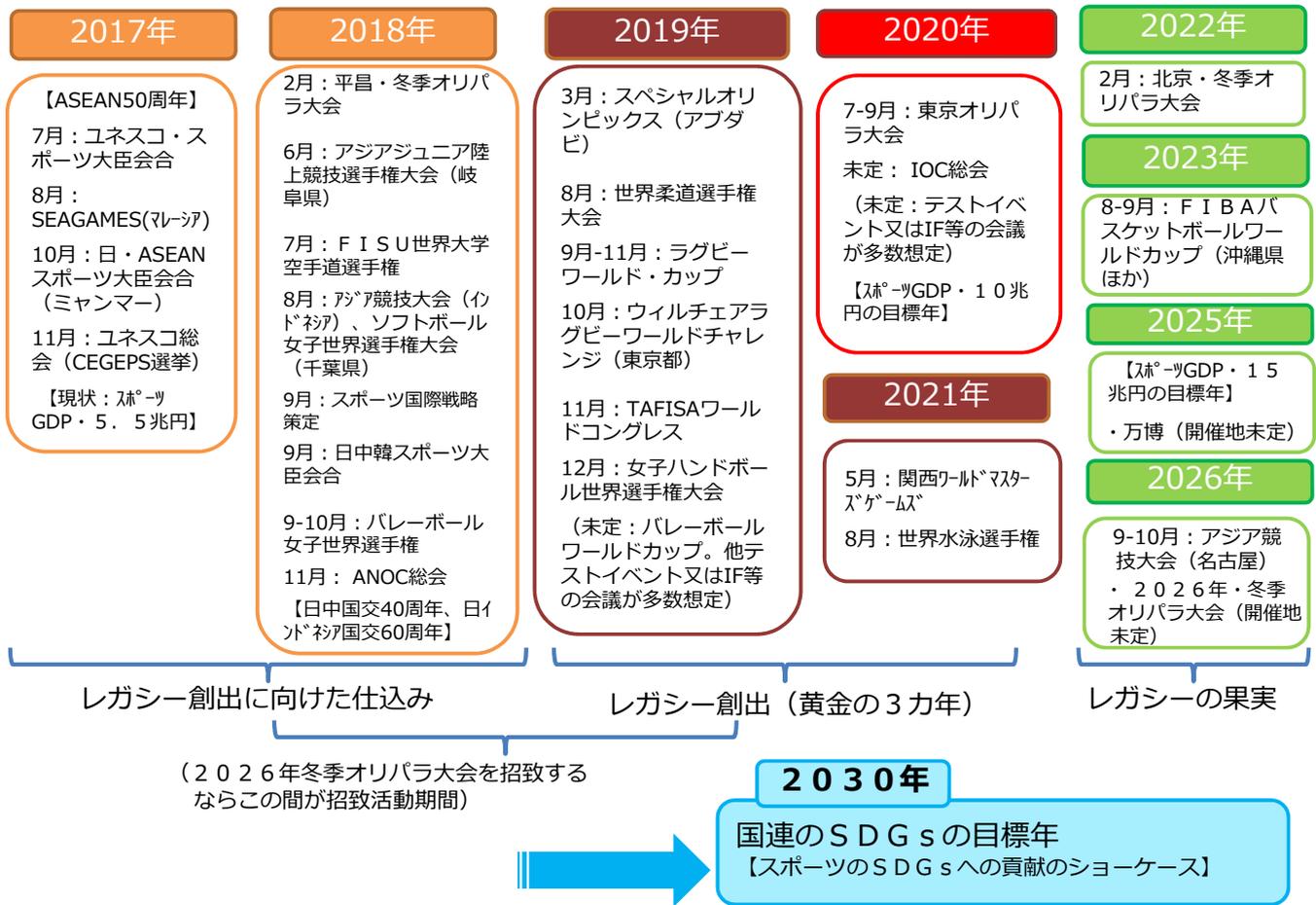


3-4. 今後のスポーツ国際戦略における地域的ターゲット

(注) 以下は、「何を行うのか」次第で変わりうる。また、ターゲットといっても他地域・他国の取組を否定するものではなく、緩いイメージ。



3-5. スポーツ国際戦略におけるスケジュール的なターゲット



4. スポーツ大臣会合と2国間覚書

第6回ユネスコ・スポーツ大臣会合 (MINEPS VI (2017年7月))
ユネスコが主催する世界最大のスポーツ大臣会合が、2017年7月にロシア・カザンにおいて開催され、成果文書として「カザン行動計画」を採択した。

日中韓スポーツ大臣会合 (2016年9月)
日中韓の3カ国の政府が主催するスポーツ大臣会合が、2016年9月に韓国平昌において開催され、成果文書として「平昌宣言」を採択した。次回会合は、2018年9月に東京において開催される予定。

スポーツ大臣会合 (2016年10月)
日本政府が主催するスポーツ大臣会合が、2016年10月に東京においてスポーツ文化ワールドフォーラムの一環として開催され、「スポーツ・フォー・オール」・「開発と平和のためのスポーツ」・「スポーツのインテグリティの確保」を提言し、2017年のユネスコのスポーツ大臣会合の土台を作成した。

日ASEANスポーツ大臣会合 (2017年10月)
日本政府及びASEAN諸国が共同で主催するスポーツ大臣会合が、2017年10月にミャンマー・ネピドーにおいて開催され、成果として、政策優先順位と協力枠組みを採択した。

スポーツに関する2国間覚書

Ireland	Ukraine
Russia	Bulgaria
U.K.	Brazil
Qatar	Djibouti
France	Argentina
Latvia	Netherlands
Saudi Arabia	India
Australia	Kazakhstan
Spain	New Zealand
Vietnam	Greece
Israel	Bolivia
Fiji	Chile
Barbados	計25カ国

5. MINEPS・VI「カザン行動計画」

ユネスコ体育・スポーツ担当大臣等国際会議（MINEPS）

ユネスコ主催。

ユネスコ加盟国・準加盟地域のスポーツ担当大臣及び高級実務者等が集まり、スポーツにおける国際的重要課題について議論、実行指向型の提言を出す会議。

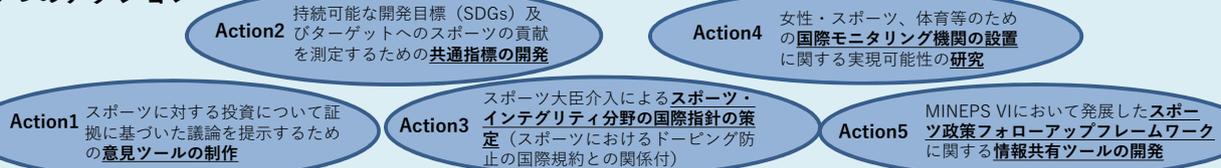
2017年7月に第6回会合（MINEPSVI）がロシア・カザンにおいて開催され、成果文書として「カザン行動計画」（Kazan Action Plan）が策定された。

カザン行動計画概要

3つのメインポリシー

I.万人のためのスポーツへのアクセスに関する包括的な構想の展開	II.持続可能な開発と平和に対するスポーツによる貢献の最大化	III.スポーツ・インテグリティの保護
I.1 持続可能な開発政策との関連 I.2 多様な関係者のパートナーシップ構築 I.3 質の良い体育及び活発な学校の促進 I.4 研究に基づいた根拠と高等教育の強化 I.5 スポーツ界のジェンダー平等/女性の地位向上 I.6 意思決定における若年世代の包括の促進 I.7 万人のスポーツへの参加の促進	II.1 万人の健康及び健全性の向上 II.2 包括的・安全・快活・持続可能な市街地の実現 II.3 質の良い教育の提供、万人への生涯学習の促進及びスポーツを通じた能力開発 II.4 平和的・包括的・公平な社会の構築 II.5 万人への経済成長、完全かつ生産的な雇用及び仕事の提供 II.6 社会的ジェンダー等の促進並びに女性の地位向上 II.7 持続可能な消費・生産の型の確保、気候変動対応の緊急対策 II.8 効率的・説明可能・包括的な施設の構築	III.1 参加アスリート、観客、労働者等の保護 III.2 子供、若者、社会的弱者の保護 III.3 スポーツ団体のグッドガバナンスの促進 III.4 スポーツ競技会の不正への対応の強化 III.5 適切なアンチ・ドーピング政策的フレームワーク及び効果的コンプライアンス測定の保証

5つのアクション



6. 日ASEANスポーツ大臣会合の成果

2017年10月11日にミャンマー・ネピドーにおいて開催された第1回日ASEANスポーツ大臣会合で、日本とASEAN諸国は以下の4つの分野において協力することに合意。

1. 体育・指導者の育成

協力手法の例

- ・指導マニュアルの作成
- ・指導者向けトレーニングセミナーの開催



2. 女性のスポーツ実施率の向上

協力手法の例

- ・女性リーダー研修
- ・ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する地域レベルのスポーツイベントの開催
- ・女性アスリートダイアリーの普及



3. 障がい者スポーツの発展

協力手法の例

- ・パラスポーツマネジメント研修
- ・スポーツを通じた共生社会実現に貢献するスポーツイベントの開催
- ・「I'm possible」の普及



4. アンチ・ドーピングに関する能力開発

協力手法の例

- ・アンチ・ドーピングに関する能力強化
- ・スポーツの価値に関する教育パッケージの紹介



7. 平昌宣言

「일본어 평창선언문」

平昌宣言

日本国文部科学省の松野博一大臣、中華人民共和国国家体育总局の劉鹏(リュウ・ホウ)局長、大韓民国文化体育観光部の趙允旋(チョ・ユンソン)長官は2016年9月23日、第1回日中韓スポーツ大臣会合を韓国の平昌で開催した。

私たちは《平昌宣言》を通じて、日中韓スポーツ交流と協力がそれぞれの国民に対する理解拡大の重要な礎になるという点を認識し、同時に日中韓3か国の未来志向の交流協力を定着させて行く。

1. 日中韓3か国は、国家間のスポーツ交流活動を通じて、相互理解及び信頼の促進を強化し、これを基盤として、東アジア地域の平和共存のために努力する。
2. 3か国は、2018平昌冬季オリンピック・パラリンピック、2020東京夏季オリンピック・パラリンピック、2022北京冬季オリンピック・パラリンピックの開催成功のため、開催国間でのノウハウ共有及び共同プームの造成などを推進する。
3. 女性、青少年、障がい者、高齢者を含む全ての人々のスポーツの活性化を通じて、3か国間の交流協力分野を拡大し、スポーツを通じた社会発展のために努力する。

4. 3か国は、スポーツ産業がアジア地域発展の持続的な原動力になるように努力する。
5. 3か国は、ドーピング防止のための協力活動を通じて、選手保護の先頭に立って、全世界に公正なスポーツ精神を広める。
6. 3か国は、日中韓スポーツ大臣会合を定例化する。第2回日中韓スポーツ大臣会合は2018年に日本で開催する。

2016年9月23日 韓国平昌にて一致。

日本国文部科学省大臣

松野博一

中華人民共和国国家体育总局局長

劉鹏

大韓民国文化体育観光部長官

趙允旋

8. Sport for Tomorrow 事業

「Sport for Tomorrow事業」とは、

- ・開発途上国をはじめとする**100ヶ国1000万人以上**を対象に、日本国政府が官民協働で推進するスポーツを通じた国際貢献・交流事業（***2014年—2020年の7年間**）。
- ・世界のあらゆる世代の人々にスポーツの価値を伝え、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げ、スポーツの力でよりよい世界をつくることを目的とした取組み。

現状:202ヶ国・約664万人に裨益(平成30年3月末時点)

■ 活動領域: 3つの柱



9. スポーツ国際戦略連絡会議

スポーツ国際戦略連絡会議の設置について

平成28年5月19日
連絡会議申合せ
平成29年6月21日改正

4 その他

- (1) 本連絡会議は、必要に応じ作業部会（ワーキンググループ）を開催することができる。
- (2) 本連絡会議に関する庶務は、スポーツ庁国際課がこれを処理する。

1 趣旨

スポーツを通じた国際交流・国際協力は、我が国の国際的な地位の向上や国際相互理解の促進等の「国際的な目的」のみならず、国際競技大会の開催や諸外国の事例共有等を通じて、国民の心身の健全な発達、健康長寿社会の実現、震災復興や地方創生、経済発展等の「国内的な目的」の達成にも寄与するものである。このような国際的な目的と国内的な目的の効果的な接続を図るためには、戦略的に、関係機関相互の横の連携を強化し、定期的な情報交換と共有及びネットワークの構築を行い、効果的かつ効率的な役割分担とリソースの活用を行うこと等が必要である。このため、スポーツを通じた国際交流・国際協力を戦略的に推進することで上記の国際的な目的と国内的な目的の達成を図り、もってスポーツ立国の実現を目指すために、関係府省庁及び関係団体からなるスポーツ国際戦略連絡会議（以下「連絡会議」）を開催する。

2 構成

(1) 連絡会議は以下に掲げる委員をもって構成する。

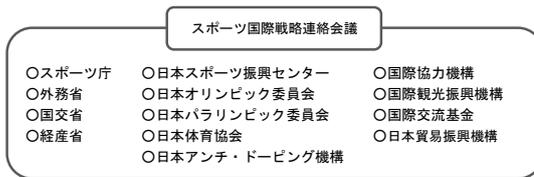
- スポーツ庁（*）
 - 外務省（*）
 - 国土交通省
 - 経済産業省
 - 公益財団法人日本オリンピック委員会（*）
 - 日本パラリンピック委員会（*）
 - 独立行政法人日本スポーツ振興センター（*）
 - 公益財団法人日本体育協会（*）
 - 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
 - 独立行政法人国際協力機構（*）
 - 独立行政法人国際交流基金
 - 独立行政法人国際観光振興機構
 - 独立行政法人日本貿易振興機構（*）
- （*）は幹事会メンバー

(2) 連絡会議において必要と認めるときは、上記以外の関係府省庁及び団体、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会又は大学等からの出席を求めることができる。

3 検討事項

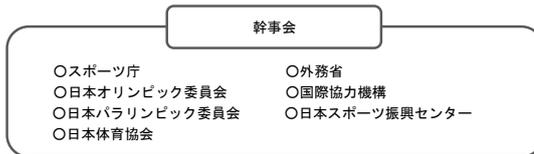
- (1) 「スポーツを通じた国際交流・国際協力戦略」（以下、「国際戦略」）の策定
- (2) 国際戦略遂行のための関係機関間の情報収集・共有体制の整備及びネットワーク構築
- (3) 国際戦略遂行のために必要な役割分担及びリソースの効率的な活用
- (4) 国内競技団体（NF）に対する支援（相談活動及びガバナンス強化等）
- (5) 国際戦略遂行のための広報活動
- (6) その他、国際戦略の遂行に必要なこと

スポーツ国際戦略連絡会議 組織図



※各府省庁は国際部局もしくはスポーツ関係部局の課長クラス、各団体は国際案件担当部署の長クラス（代理として次席を登録）

※必要に応じ、外部有識者をオブザーバーとして招へい



※連絡会議メンバーと同じクラス（代理として次席を登録）



※幹事会構成機関の担当者レベル（必要に応じ、幹事会以外の連絡会議構成機関もしくは大学等外部からの協力を得る）

※ワーキンググループは国際戦略の遂行に必要なテーマについて、随時設定し、メンバーもその都度検討する。

10. 平成30年以降の主な国際競技大会（H30年8月現在）

※スポーツ庁調べ

開催年	国外で開催される主な国際競技大会等			日本で開催予定の主な世界選手権・アジア選手権大会等			
	大会名	開催予定地・期間	開催予定地・期間	招致状況	開催予定地・期間		
平成30年 (2018年)	第23回オリンピック冬季競技大会	平昌（韓国）	2/9～2/25	アジアジュニア陸上選手権	決定	岐阜県岐阜市	6/7～6/10
	第12回パラリンピック冬季競技大会	平昌（韓国）	3/9～3/18	ソフトボール女子世界選手権	決定	千葉県	8/2～8/12
	FIFAサッカーワールドカップ2018	ロシア	6/14～7/15	女子バレーボール世界選手権	決定	横浜、神戸、浜松など	9/29～10/20
	第18回アジア競技大会	ジャカルタ（インドネシア）	8/18～9/2				
平成31年 (2019年)	第3回アジアパラ競技大会	ジャカルタ（インドネシア）	10/6～10/13				
	第3回ユースオリンピック競技大会	ブエノスアイレス（アルゼンチン）	10/6～10/18				
	第19回デフリンピック冬季競技大会	未定	未定	世界柔道選手権大会	決定	東京都	8/25～9/1
	第29回ユニバーシアード冬季競技大会	クラスノヤルスク（ロシア）	3/2～3/12	ラグビーワールドカップ2019	決定	全国12会場	9/20～11/2
平成32年 (2020年)	第15回スペシャルオリンピックス夏季世界大会	アブダビ（アラブ首長国連邦）	3/14～3/21	バレーボールワールドカップ2019	決定	未定	未定
	第30回ユニバーシアード競技大会	ナポリ（イタリア）	7/3～7/14	女子ハンドボール世界選手権	決定	熊本県	11/30～12/15
				TAFISAワールドコングレス2019	決定	東京都	11/13～11/17
	第3回ユースオリンピック冬季競技大会	ローザンヌ（スイス）	1/10～1/19	第32回オリンピック競技大会	決定	東京都他	7/24～8/9
平成33年 (2021年)				第16回パラリンピック競技大会	決定	東京都他	8/25～9/6
	第9回アジア冬季競技大会	未定	未定	FIFAフットサルワールドカップ2020	招致中	愛知県	秋季
	第30回ユニバーシアード冬季競技大会	ルチェルン（スイス）	1/21～1/31	ワールドマスターズゲームズ2021関西	決定	関西圏	5/14～5/30
	第13回スペシャルオリンピックス冬季世界大会	未定	未定	世界水泳選手権2021	決定	福岡市	7月～8月
平成34年 (2022年)	第31回ユニバーシアード競技大会	未定	未定				
	第24回デフリンピック競技大会	未定	未定				
	第24回 オリンピック冬季競技大会	北京（中国）	2/4～2/20				
	第13回パラリンピック冬季競技大会	北京（中国）	3/4～3/13				
平成35年 (2023年)	FIFAサッカーワールドカップ2022	カタール	未定				
	第19回 アジア競技大会	杭州（中国）	未定				
	第31回ユニバーシアード冬季競技大会	未定	未定	FIBA バasketボールワールドカップ2023	決定	沖縄	8月～9月
	第20回デフリンピック冬季競技大会	未定	未定				
平成36年 (2024年)	ラグビーワールドカップ2023	フランス	未定				
	第32回ユニバーシアード競技大会	未定	未定				
	第16回スペシャルオリンピックス夏季世界大会	未定	未定				
	第33回オリンピック競技大会	パリ（フランス）	7/26～8/11				
平成37年 (2025年)	第17回パラリンピック競技大会	パリ（フランス）	8/28～11				
	第25回デフリンピック競技大会	未定	未定				
平成38年 (2026年)	FIFAサッカーワールドカップ2026	アメリカ/カナダ/メキシコ	未定	第20回アジア競技大会	決定	愛知県・名古屋市	秋季

11. 日本人のIF役員一覧（H30年6月現在）

No	IF名	選挙時期	氏名	現職(NF役職)	現職(IF役職)	
					役職	在任期間
1	サッカー	2015年4月(終了)	田嶋幸三	会長	理事	2015~2019年
2	陸上	2015年6月(終了)	横川 浩	会長	理事	2015~2019年
3	柔道	2017年8月(終了)	山下泰裕	会長	理事	2017~2021年
4			上村春樹	顧問	理事	2017~2021年
5	アーチェリー	2015年7月(終了)	秦 浩太郎	国際部長	理事	2015~2019年
6	カーリング	2015年9月(終了)	小川豊和	環境委員会委員長	理事	2015~2019年
7	ラグビー	—	河野一郎	理事	理事(日本代表)	2016~任期なし
8			浅見敬子	(元JFA・セブンス代表FC)	理事(日本代表)	2018~任期なし
9	体操	2016年10月(終了)	渡辺守成	顧問	会長	2017~2021年
10	トライアスロン	2016年12月(終了)	大塚真一郎	専務理事	副会長	2016~2020年
11	卓球	2017年5月(終了)	前原正浩	副会長	執行副会長	2017~2021年
12	バレー	2018年12月	嶋岡健治	会長	理事	2016~2018年
13	セーリング	2016年10月(終了)	大谷たかを	参与	理事(評議員)	1998~2020年
14	スキー	2018年5月(終了)	村里敏彰	理事	副会長	2018~2020年
15	スケート	2018年6月(終了)	松村達郎	—	理事	2018~2020年
16	水泳	2017年7月(終了)	鈴木大地	名誉顧問	理事	2017~2020年
17	カヌー	2017年10月(終了)	成田昌憲	会長	常任理事	2017~2021年
18	ハンドボール	2017年11月(終了)	渡邊佳英	(前会長)	アジア代表理事	2017~2021年
19	フェンシング	2016年11月(終了)	太田雄貴	会長	理事	2017~2021年
20	レスリング	2018年9月	富山英明	常務理事	理事	2014~2018年
21	ボート	2018年11月	細瀬雅邦	理事	理事	2017~2018年
22	ゴルフ	2018年9月	平山伸子	理事	理事	2016~2018年
23	空手	2018年10月	奈蔵稔久	理事	事務総長	2014~2018年
24	野球・ソフト	2014年5月(終了)	津津木妙子	副会長	理事	2014~2021年
25	スポーツライミング	2017年3月(終了)	小日向徹	常務理事	副会長	2017~2020年
26	バスケットボール	2017年5月(終了)	三屋裕子	会長	理事	2017~2019年
27	ウエイトリフティング	2017年5月(終了)	三宅義行	会長	理事	2017~2021年
1	国際視覚障がい者スポーツ連盟	2017年10月(終了)	松崎英吾	日本ブラインドサッカー協会事務局長	理事	2017~2021年
1	IOC	2017年9月(終了)	竹田恒和	会長	委員	2017~2020年
2	IPC	2017年9月(終了)	山脇康	委員長	委員	2017~2021年

H26年度：19名

↓ (11名増)

現在：30名

↓

(目標・H33年度：35名)

12. スポーツSDGs活動推進事業

- 趣旨：2019-2021年に終わらず、そのレガシーを引き継いで、2030年に向けて、スポーツが諸々の社会課題の解決に貢献すること（=国連のSDGsの達成への貢献）によって、スポーツ政策を持続可能なものにする。
- 手段：スポーツ庁が旗を振り、新事業「スポーツSDGs」イニシアティブを立ち上げ、プラットフォームを構築して企業・団体間のネットワーク構築を支援し、国内の活動に焦点を置いた社会課題の解決に貢献する活動をスポーツによって促進し、SDGsの認知度向上とスポーツを通じた社会改善への貢献活動に関する社会的ムーブメントを醸成する。



- ターゲットイヤー： 2030年（SDGsの達成目標年）
- 今後の予定：①2018年10月 スポーツ庁長官から発表
②2019年～2020年 プラットフォーム開設・モデル事例作り
⇒2021年～2030年の活動に展開



【枠組み】

- ① コミットメント：賛同する団体の「スポーツSDGs宣言」**
⇒ * SNSで宣言及び共通のハッシュタグをつけて展開
- ② マッチング：スポーツ庁のサイトで自動的にマッチング**
⇒ * 関心のある領域が同じ団体をマッチング
- ③ ネットワーキング**
- ④ 活動：スポーツSDGsの活動を実施**
⇒ * 既存のCSR活動+スポーツ ⇒ 社会貢献活動
- ⑤ 報告：活動をSNS等で報告**
⇒ * SNS等で（写真・動画付）で報告
- ⑥ 広報：事後的にスポーツ庁に報告（スポーツSDGsに関する情報の一元化・ワンストップサービス化）**
⇒ * スポーツ庁の広報メディアでも紹介
- ⑦ 認定：「スポーツSDGs団体」認定（認定ロゴを付与）**
⇒ * 認定委員会を設置

期待される効果

- ① スポーツを通じて諸々の社会課題の解決に貢献すること。
- ② スポーツによる社会貢献を通じて社会におけるスポーツの価値を高め、スポーツ政策を持続可能なものにする。
- ③ 企業やNGO/NPO等のスポーツへの関与を促進すること。
- ④ 国民のSDGsの国内での社会的認知度を高め、人々の意識付け・具体的な行動の促進に貢献すること。
- ⑤ 今後開催される各国際競技大会（RWC2019、2020東京オリ・パラ大会、WMG2021関西等）の価値を高めること。



13. スポーツ国際展開基盤形成事業「スポーツ国際戦略に係る具体的連携事業の促進及び国内・国際ネットワークの構築」
「スポーツ及びスポーツ産業の国際展開に係るネットワーク構築・推進」

- スポーツ国際戦略の遂行に必要な検討を進めるとともに、政府全体の国際政策にスポーツを通じた貢献をするため、サウジアラビア、中国、韓国、ロシア、フランス等の我が国の重要なパートナー国との交流を推進するとともに、今後の国際展開が着実に推進するための強固な国際・国内機関のネットワークの構築を行う。
- スポーツ産業のアウトバンドビジネス及びスポーツツーリズムなどのインバウンドビジネスの促進に貢献し、日本再興戦略におけるスポーツ産業成長産業化を促進させる。

国内外に拡散する情報を集約し、戦略的に発信する基盤を構築



我が国の国際的地位の向上：2020年を超えた、スポーツ立国の実現

14. スポーツとスポーツ産業の海外展開の促進を目的とした4者連携

- 第二期スポーツ基本計画では現状のスポーツ市場規模5.5兆円を2020年までに10兆円に、2025年までに15兆円に拡大することを目指している。4者のそれぞれの強みとネットワークを活用してスポーツ産業企業のアウトバンドビジネス及びスポーツツーリズム等のインバウンドビジネスの促進に貢献し、未来投資戦略2018におけるスポーツ産業の成長産業化を推進する。



15.スポーツ国際展開基盤形成事業「国際スポーツ人材活動・育成支援」

第2期スポーツ基本計画（抜粋）

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
 (3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献
 [現状と課題]

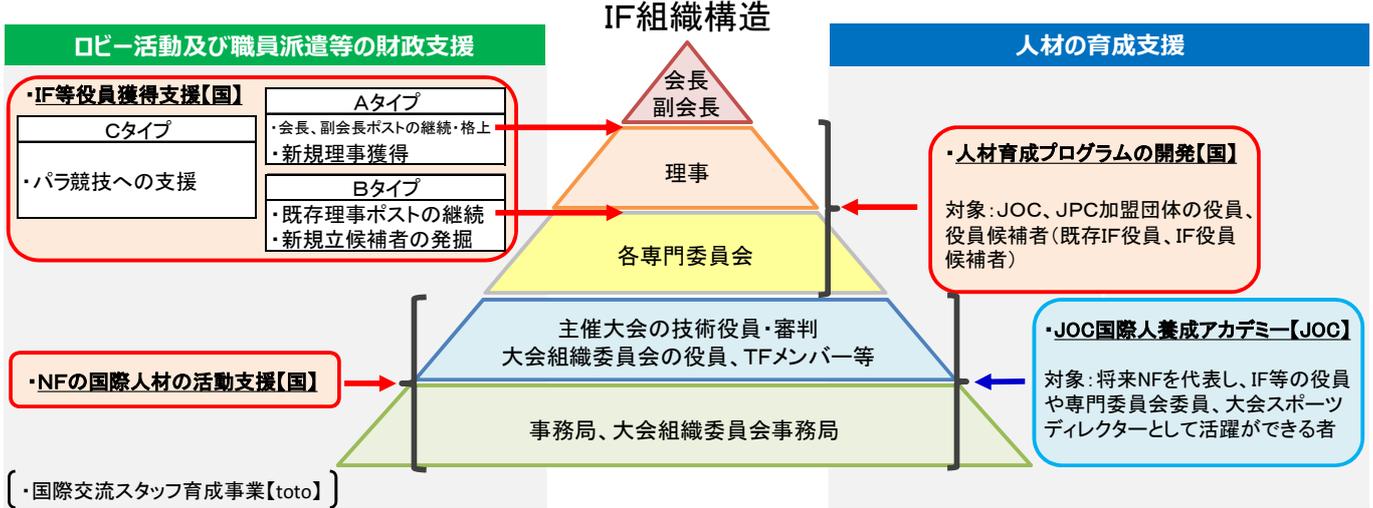
・国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技団体等の国際機関における日本人役員は25人（平成28年11月現在）で先進諸国に比べ少なく、また、国際的な情報収集能力及び戦略的な情報発信能力が不足している。

[具体的施策]

・国は、JSC、JOC、JPC及び中央競技団体と連携し、国際人材の発掘・育成、ロビー活動支援及び職員派遣・採用の増加等を通じて、国際スポーツ界の意思決定に積極的に参画する。（国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技団体等の国際機関における日本人役員数 平成28年11月現在25人→**目標35人**）

- ▶ 平成33年度末のIF等役員数35名の目標に対し、平成29年度末は29名実績、平成30年度は31名の見込。
- ▶ 日本人役員のないIFのうち、平成31年にテニス、平成32年に馬術、アイスホッケー、平成33年にバドミントンが改選予定。

国及びJOC等による支援



16.スポーツ国際展開基盤形成事業「国際展開・情報収集拠点の設置」

我が国のスポーツ国際政策展開及び情報収集を最大限に有効化するとともに、支援するための海外拠点を整備するため、平成32年度にローザンヌ拠点の設置に向けた情報収集及び準備活動を実施する。

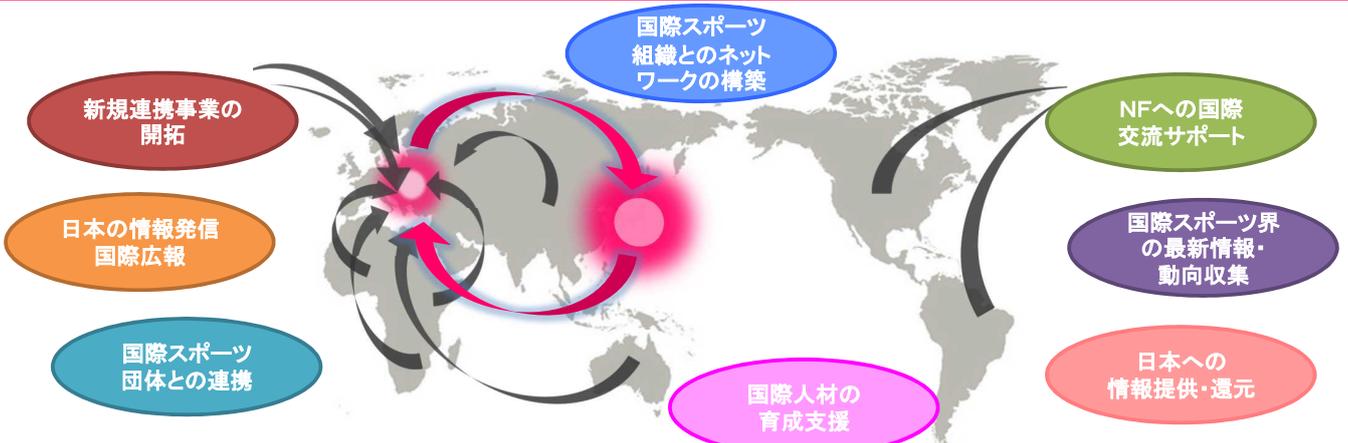


スポーツ国際戦略中間まとめ（抜粋）4. スポーツ国際戦略のミッション達成に向けた対策の方向性

(4) スポーツ国際展開のための体制整備と人材育成： 現在、国内関係機関では、スポーツ国際展開に対応できる体制が十分に整っていない上に、国としてもスポーツに関する海外拠点も少ない状況であるが、限られたリソースの中で効率的かつ効果的にスポーツ国際展開を推進するためには、スポーツ国際展開に関係する機関の既存の枠組みや海外拠点等のリソースを活用して、スポーツの国際的潮流や好事例を国内の諸施策に反映したり、国内の好事例を国際的に展開したりするための環境整備（*海外拠点の整備や情報収集・共有のプラットフォーム等）が必要である。

加えて、大学等と連携しつつ、中長期的な視野で計画的かつ意識的にスポーツに係る国際的業務に対応できる人材を発掘及び育成を行っていくこともまた重要である。

海外拠点の設置による国際戦略の推進



ポスト2020も見据え、日本と世界を結ぶ国際基盤を整備し、更なる「スポーツ界における日本のプレゼンス」を向上